

金沢都市計画区域の変更 (石川県決定)

金沢都市計画区域を次のように変更する。

1 変更に係る都市計画区域の名称

金沢都市計画区域

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

金沢市戸水町タ之部 63 番 3 の地先公有水面、及び清水町、戸室新保、若松町の一部

3 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

4 理由

○無量寺地区

現在、金沢港及び港周辺において、増加するクルーズ船やコンテナ貨物に対応するため、金沢港機能強化整備計画により、クルーズターミナルの建設やコンテナ上屋の整備が行われている。

当該地区において、ふ頭用地の埋立てが行われ、クルーズターミナルの整備が進められており、今回、当地区の土地利用計画が明らかになったことから、当該区域の計画的な整備、開発及び保全を図るため、都市計画区域を拡大するものである。

○清水町地区

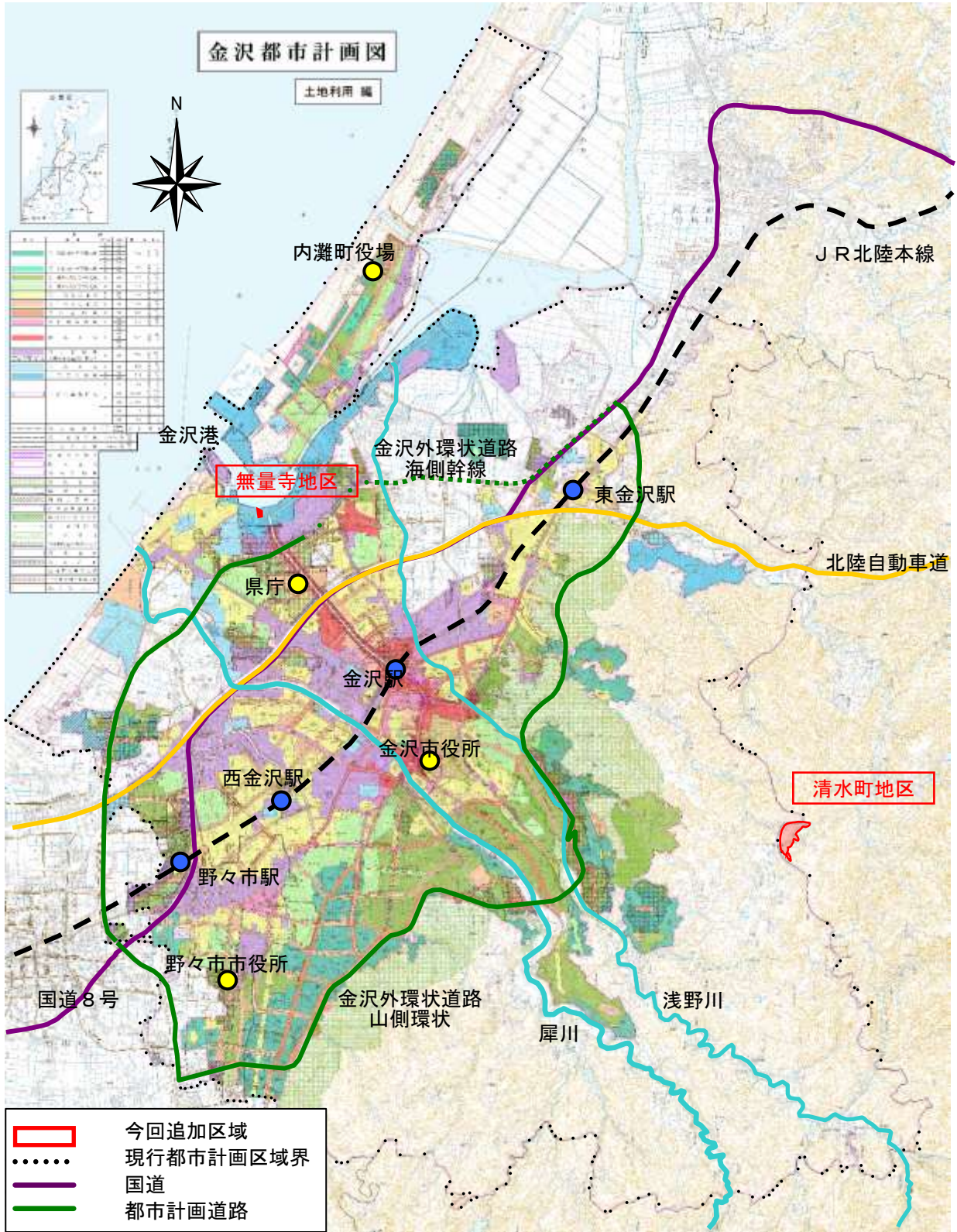
現在、当地区は一般廃棄物の最終処分場として埋立てが行われており、令和 4 年には埋立てが完了する計画となっている。

すでに埋立てが完了した隣接する埋立て地は、戸室スポーツ広場として整備がなされている。

当該地区において、埋立て完了後、跡地の一体的な整備を行う計画であり、当該区域の計画的な整備、開発及び保全を図るため、都市計画区域を拡大するものである。

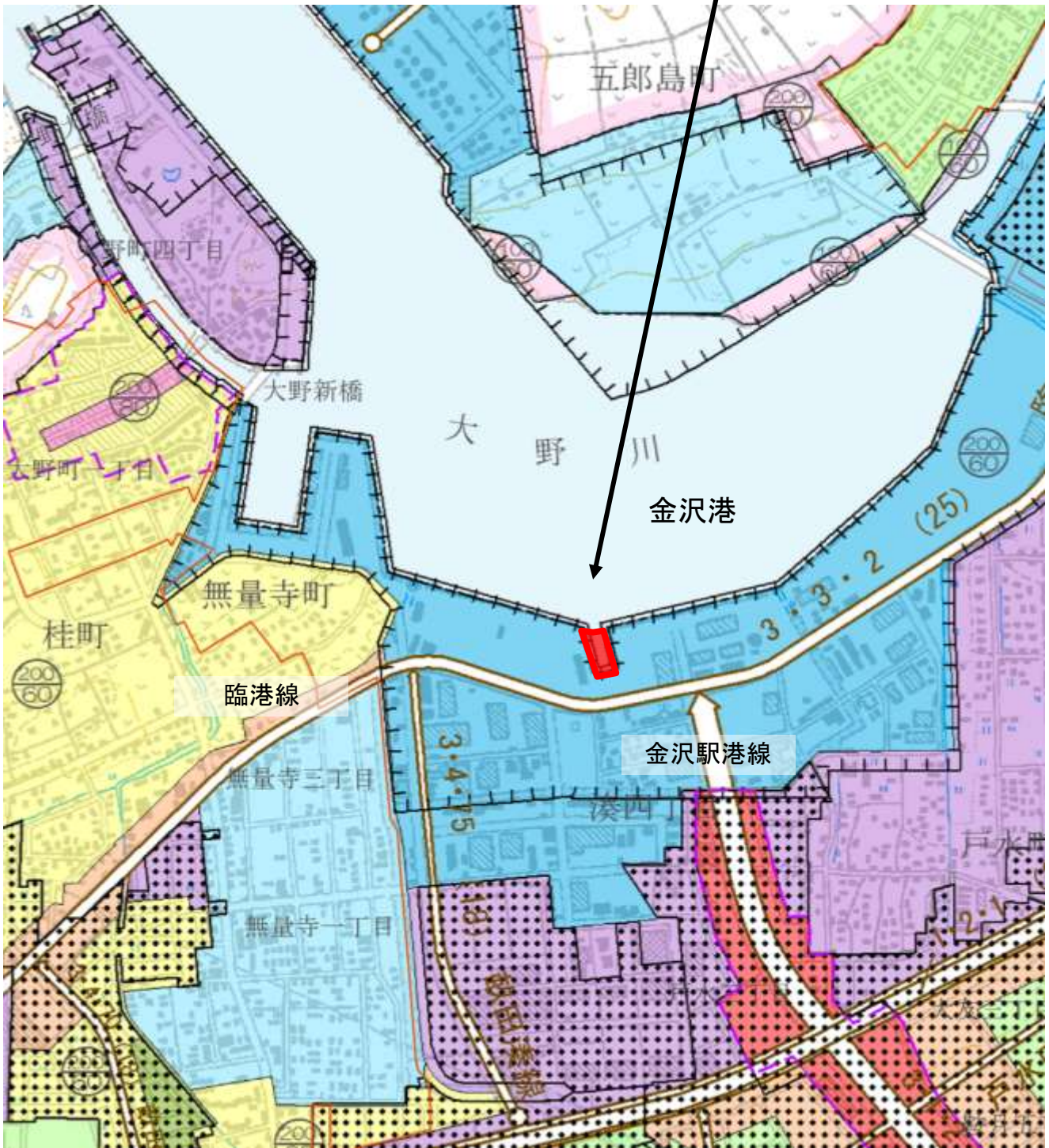
位置図

金沢都市計画区域の変更



区域図
金沢都市計画区域の変更（無量寺地区）

都市計画区域変更区域
A=0.5 ha



区域図
金沢都市計画区域の変更（清水町地区）

都市計画区域変更区域
A=23.5 ha

